健康福祉委員会令和3年1月15日福祉部 資料 88 番所管 福祉管理課

令和元年台風第 15 号・第 19 号災害による大田区被災者 生活再建支援事業の実施結果報告について

1 事業概要

居住する住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の著しい被害を受けた世帯に対し、 住宅の建設、購入、補修又は賃借に要した費用を補助し、被災世帯の生活再建を支援する ことを目的とし、実施した。

ただし、台風第 19 号による「全壊」又は「大規模半壊」の世帯は、被災者生活再建支援 法の規定による支援金(下記※)の支給対象となり、本事業の対象にはしないこととした。

2 特定財源

東京都被災者生活再建支援事業補助金 補助率 1/2

3 申請期間

- (1) 台風第 15 号 令和元年 12 月 19 日から令和 2 年 10 月 7 日まで
- (2) 台風第19号 令和元年12月19日から令和2年11月11日まで

4 事業開始時の周知

り災証明が「半壊」の世帯(318世帯)に申請書類等を送付するとともに、区ホームページに掲載した。

5 支給実績

判定	再建方法	複数世帯		単数世帯	
		上限額	件数	上限額	件数
	建設・購入	200 万円	4 件	150 万円	2 件
半壊	補修	120 万円	158件(5)	90 万円	26件(1)
	賃借	80 万円	6 件	60 万円	10 件
	件数計		168件(5)	件数計	38件(1)

()の数字は台風第15号の内数

6 事業終了に係る周知

区ホームページ掲載及び田園調布地区の自治会・町会を通じて周知した。

※ (参考) 被災者生活再建支援法に基づく支援金

- ・申請期間 令和2年11月11日まで(加算支援金は令和4年11月11日まで)
- · 申請件数 30 件